

陸上自衛隊仕様書			
物品番号	—	仕様書番号	
高圧ガス容器再検査及び充填		EM-T500698	
		防衛大臣承認	年 月 日
		作成	令和 3年11月 9日
		変更	年 月 日
		作成部隊等名	関東補給処用賀支処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する高圧ガス容器の再検査（以下，“再検査”という。）及び充填について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか，“高圧ガス保安法”，“容器保安規則”，GLT-CG-Z000001及びGLT-CG-Z500002による。

再検査

“高圧ガス保安法”に基づき、引き続き高圧ガス容器を使用する場合に受検する検査であり，“容器保安規則”の定める条件に適合しているか検査し、合否を判定して、公に証明する。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とすることをいう。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) 法令等

高圧ガス保安法 (昭和26年法律第204号)

容器保安規則 (昭和41年通商産業省令第50号)

2 整備に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は，“高圧ガス保安法”及び“容器保安規則”に基づく再検査及び充填とする。

2.2 整備対象品

整備対象品名、数量などは、調達要領指定書によって指定する。

2.3 整備の種類

整備の種類は、GLT-CG-Z500002の2.2 e)に示す“検査”とする。

2.4 整備の作業方式

整備の作業方式は、GLT-CG-Z500002の2.3 a)の“標準（又は確定）作業方式”とする。

2.5 整備作業

作業内容は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表1による。

表1－作業内容

番号	工程	作業内容
1	入場点検	容器外観のきず，腐食，さびなどを点検し記録する。
2	残ガス回収	残ガスを有する検査容器は，完全に残ガスを回収又は放出する。
3	分解	容器から附属品を取り外す。
4	清掃	ブラシ，圧縮空気などによって，付着している泥土，さびなどを除去し，清掃する。
5	附属品交換	“容器保安規則”で定める附属品の交換を実施する。
6	容器再検査	“高圧ガス保安法”及び“容器保安規則”に基づく容器の再検査を実施する。
7	刻印打刻	検査合格容器に刻印を打刻する。
8	組立て	分解した容器を組み立てる。
9	塗装・防せい処置	2.8による。
10	ガス充填	調達要領指定書によって指定されたガスの充填を実施する。
11	完成検査	箇条3による。

2.6 作業実施場所

作業実施場所は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.6 a)に示す“営業所など”とする。

2.7 部品・副資材

部品及び副資材は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.9による。

2.8 塗装・防せい処置

塗装及び防せい処置は、容器保安規則に基づき実施する。

2.9 整備作業間の作業中止事項

整備作業間の作業中止事項は、GLT-CG-Z500002の2.14による。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

出荷条件は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5 その他の指示

5.1 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表2とし、契約担当官等に提出する。

表2-提出書類

番号	書類名	部数	提出時期	様式
1	容器耐圧試験成績書	1	納入時	契約の相手方の様式随意とする。
2	修理不能説明書	1	返納時	契約の相手方の様式随意とする。

5.2 輸送

輸送は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が担任する。

5.3 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。